

様式1-3

仕様書 質問及び回答

No	頁	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	2	5	(1)			業務場所、名称及び施設概要	自校調理での給食開始日は【資料9】令和5年度 年間行事予定より4/10(水)、給食終了日は7/19(金)または7/21(月)想定との認識でよろしいでしょうか。	春休み(学年末休業日及び学年始休業日)は、3月25日から4月6日までが基本となります。給食の開始日は、始業式の日(4月7日が基本)の次の日からが基本となります。 また夏休み(夏季休業日)は、7月21日から8月31日までが基本であり、夏休み開始日が給食終了日となります。
2	2	5	(2)			調理等の業務場所	三木町学校給食センターに入り作業を開始できる目安の時期をご教示ください。 また、新センターでの給食開始は9/2(月)との想定でよろしいでしょうか。	給食センターで作業を開始できるのは、8月1日からと考えておいてください。 新センターでの給食開始は令和6年9月2日からの予定であります。
3	3	5	(2)	②		配膳等の業務場所	令和6年9月から令和7年3月までの期間は、仮設の配膳施設・設備により運営する予定とありますが、具体的な設備内容と図面をご提示いただけますでしょうか。	後日、仮設配膳設備等の資料を追加します。
4	4	23	(2)	①		物資の検収、受取、格納、保管管理業務	自校、給食センターの食材の受取時間をご教授ください。	後日、食材の受取時間に関する資料を追加します。
5	6	20	(1)-1	①		業務責任者	4校の自校式において、業務責任者の配置校に指定はございますでしょうか。	ありません。
6	6	20	(1)-1	①		自校調理における従事者の配置要件	文章中の業務管理者は業務責任者と読み替えるとの認識でよろしいでしょうか。	業務管理者と業務責任者は同じです。この回答をもって、「業務管理者」は「業務責任者」に読み替えてください。
7	6	20	(1)-1	③		食品衛生責任者	他の業務と兼ねることは可能でしょうか。(例:②調理場リーダー)	専従の要件を定めていない職種に関しては、法令等による定めがない限り、他の業務と兼ねることについて、制限はありません。 例示のある調理場リーダーに関しては、原則専従となっております。ただし、調理場リーダーの業務に支障をきたさない範囲においては、他の業務に従事することはかまいません。
8	7	20	(1)-2	③		食品衛生責任者	同上。	7と同様。
9	9	21	(1)			業務責任者等の教育、研修	給食センター落成式の試食会は、給食センターでの調理を予定していますでしょうか。	給食センターで調理をしてください。
10	9	21	(1)			業務責任者等の教育、研修	試食会(1,000食程度)提供に必要な調理等業務(試食メニューの作成及び食材調達も含む)こちらは、受託業者が主導で準備するのでしょうか。	お見込みのとおりであります。
11	10	22				従業者の処遇	各小学校、給食センターの業務従事者の駐車場は有償でしょうか。有償の場合、費用をご教授ください。 また、お貸しいただける台数も併せてご教授ください。	駐車場の利用は無償です。駐車可能台数は、合理的な範囲において、必要な台数が駐車できるよう取り計らいます。

様式1-3

仕様書 質問及び回答

No	頁	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
12	10	22	(2)			転籍者の給与水準	転籍者の給与水準は、現在の雇用条件を下回らないこととありますが、現在の水準は、賞与込みでの額が水準となりますでしょうか。	雇用条件に賞与(2.4月/年以上)が確保されるものでありましたら、賞与を加味しない時給等により基本給等を算定して差し支えありません。
13	11	23	(1)	④		配送・回収	配送・回収業務に関しまして、予定されている1日のスケジュールがありましたらご教授ください。	企画提案に影響を及ぼすため、配送・回収のシミュレーションに関する資料の公開は差し控えてさせていただきます。
14	11	23	(1)	④		配送、回収等	現時点での、配送、回収基本計画がございましたら、配送員及び配膳員の配置・雇用条件等に関わるため、ご教示いただけませんか。	配送員及び配膳員の配置・雇用条件等は提案によることとしており、配送、改修基本計画を公開することで、当該提案に影響を及ぼすため非公表とさせていただきます。
15	12	23	(2)	②	イ	調理業務	特別給食について、どのような給食かご教授ください。	バイキング給食等を指します。
16	14	23	(1)	⑥	キ	配膳人数	「所定時間に学校の所定位置まで運び」とありますが、常識的な観点において、各校1名で対応可能な業務内容でしょうか。	人員配置は、提案によることとしておりますので、回答を控えます。安全性を確保したうえ業務を実施していただくことを前提にご提案ください。
17	14	23	(2)	⑥	オ	納品時間	パン、牛乳等の各学校納品時は、事業者の配膳員が直接立ち会う必要がありますか。立ち会う必要があるときは、各校の納品時間を教えてください。	パン・牛乳の納品は配膳員の立会いのもと行ってください。各学校のパン・牛乳の納品時間に関する資料を追加します。
18	14	23	(2)	⑥	ア	配膳業務	下膳時にも配膳員の立合いは必要でしょうか。	児童が食缶等をコンテナに返却する時は、立合い不要です。コンテナの運搬は、原則、配膳員により実施するものとして考えてください。
19	14	23	(2)	⑥	オ	配膳業務	パンや牛乳の納品時間をご教授ください。また、納品時の立ち合いは必要でしょうか。	パンや牛乳の納品時間に関する資料を追加します。納品時は必ず立ち合いしてください。
20	15	23	(2)	⑥	キ	配膳業務	コンテナやワゴンの取り扱いについて、所定時間と所定位置の具体的な内容をご教授ください。	所定時間は、各学校の給食開始時間までと考えてください。所定場所は、コンテナは、対象学級を勘案した校舎内の場所であり、ワゴンは、対象学級の近くの場所とします。
21	15	23	(2)	⑦		食器、食缶及び調理器具等の洗浄、消毒保管業務	配膳室で洗浄、消毒保管する設備、備品等の内容についてご教授ください。	給食センター供用開始後に各学校の配膳室で洗浄等をおこなうものは、牛乳函やパン箱等を想定しております。
22	17	23	(2)	⑫	エ	定期検便について	通常検便については、毎月の実施回数の記載があるがノロ検便の回数には決まりはありますか。	ノロ検便は、地域でノロウイルスによる感染症が流行している場合、同一職場内に感染症が疑われる者がいる場合には必ず実施してください。